

小美玉市農業委員会事務局 あて
 FAX 0299-48-1199
 TEL 0299-48-1111(内線1502、1503)
 MAIL nogyo@city.omitama.lg.jp

小美玉市農地区分照会書

依頼日 年 月 日

照会者	法人名				
	担当者名		TEL		
	FAX		MAIL		
	回答方法 (FAX ・ MAIL ・ 郵送 ^②) を希望				
農業委員会記載欄					
所在地番 (照会先)	面積(m ²)	地目	農用地区域 地域計画	区分	備考欄
1 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
2 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
3 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
4 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
5 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
6 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
7 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
8 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
9 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
10 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3	
用途(予定)	太陽光 ・ 資材置場 ・ 自己用住宅 ・ その他()				

注意事項

- ※ 必ず、所在・面積・地目を正確に記載してください。用途については○をつけてください。記入がない場合は、回答できない場合があります。
- ※ 農用地区域・地域計画については事前に確認したうえで記入してください。記入がない場合は、回答できない場合があります。
(農用地区域と地域計画は市農政課、土地改良区域は土地改良事務所それぞれ確認してください。)
- ※ 概ね2週間程度を目安としていますが、現地確認が必要な場合は、さらに時間を要することがあります。
- ※ あくまで農地区分の回答であり、許可見込みの回答ではありません。
- ※ 農地区分は周辺農地の利活用状況によって変わることがあります。転用等の申請相談の際には、改めて確認をお願いします。
- ※ 区分の照会は1回につき概ね10筆を上限とします。上限を超える場合は、回答を受けてから次の照会をしてください。
同一事業者で別の担当者の照会の回答を受けていない状態で照会をした場合は、本照会の回答は受けられません。
同一事業者で担当者が違う場合でも、別の担当者の照会の回答を受けてから照会するよう調整をお願いします。
- ② 回答を郵送で希望される場合は、切手を貼付してから返信用封筒を同封又は持参してください。

小美玉市農業委員会事務局 あて
 FAX 0299-48-1199
 TEL 0299-48-1111(内線1502、1503)
 MAIL nogyo@city.omitama.lg.jp

小美玉市農地区分照会書

依頼日 ○○○○年 ○月 ○○日

照会者	法人名	○×△株式会社		
	担当者名	営業部 小美玉 太郎	TEL	○○○-○○○-○○○○
	FAX	○○○-○○○-○○○○	MAIL	○○○@○○○.JP
	回答方法	(FAX) ・ MAIL ・ 郵送 ^④) を希望		

所在地番 (照会先)	面積(m ²)	地目	農用地区域	農業委員会記載欄		
			地域計画	区分	備考欄	
1 小美玉市 堅倉字宿 835	1,000	畑	内・外 有・無	1 2 3		
2 小美玉市 小川字大塚 4-11	2,000	田	内・外 有・無	1 2 3		
3 小美玉市 上玉里字宮内 1122-1	3,000	畑	内・外 有・無	1 2 3		
4 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
5 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
6 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
7 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
8 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
9 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		
10 小美玉市			内・外 有・無	1 2 3		

用途(予定)	(太陽光) ・ 資材置場 ・ 自己用住宅 ・ その他()
--------	-------------------------------

注意事項

- ※ 必ず、所在・面積・地目を正確に記載してください。用途については○をつけてください。記入がない場合は、回答できない場合があります。
 - ※ 農用地区域・地域計画については事前に確認したうえで記入してください。記入がない場合は、回答できない場合があります。(農用地区域と地域計画は市農政課、土地改良区域は土地改良事務所それぞれ確認してください。)
 - ※ 概ね2週間程度を目安としていますが、現地確認が必要な場合は、さらに時間を要することがあります。
 - ※ あくまで農地区分の回答であり、許可見込みの回答ではありません。
 - ※ 農地区分は周辺農地の利活用状況によって変わることがあります。転用等の申請相談の際には、改めて確認をお願いします。
 - ※ 区分の照会は1回につき概ね10筆を上限とします。上限を超える場合は、回答を受けてから次の照会をしてください。
- 同一事業者で別の担当者の照会の回答を受けていない状態で照会をした場合は、本照会の回答は受けられません。
- 同一事業者で担当者が違う場合でも、別の担当者の照会の回答を受けてから照会するよう調整をお願いします。
- ④ 回答を郵送で希望される場合は、切手を貼付してから返信用封筒を同封又は持参してください。